

## 知事コメント

令和5年3月30日(木)

沖縄県では、本日(3月30日)の新規陽性者数は91名となっており、人口10万人あたりでは全国平均を下回るなど、県内における流行は小康状態が続いています。

また、病床使用率につきましては、本日(3月30日)現在で3.1%と低い状態を維持していることから、新型コロナウイルスによる医療への負荷は小さい状態にあります。

一方で、例年、3月後半から4月にかけては人の移動や多人数との交流が活発になり、感染拡大の傾向が見られたことから、今後の動向を注視する必要があります。

なお、現在、県民の皆さまにお願いしている県の対処方針は、5月7日まで継続しますが、本日開催した、対策本部会議において、国の対応方針、また、専門家会議における意見等を踏まえ、医療体制の確保や高齢者等への医療提供体制に力点を置いた、沖縄県における5月8日以降の対応を決定しましたので、県民の皆さまへお知らせします。

まず、相談体制についてご説明します。新型コロナウイルスに関する発熱相談や後遺症、自宅療養者の体調悪化時における相談などの問い合わせが引き続き予想されます。そのため、「発熱コールセンター(098-866-2129)」は当面、9月まで継続します。なお、夜間、休日における子どもの病気対処に関する相談窓口である「#8000」は、5月8日以降も継続します。

また、沖縄に滞在中、発熱等があった場合の相談窓口である「旅行者専用相談センター沖縄(TACO)」についても、当面、9月まで継続いたします。

一方、これまで新型コロナウイルスで陽性と診断された方の健康相談や登録等の業務を行っている「陽性者フォローアップシステム」については、原則、5月7日に受け付けを終了します。

次に、検査関係についてご説明します。

沖縄県では今後もゲノム解析は継続し、変異株等の発生状況を確認してまいります。

一方、検査キットの普及や市中の検査所が充実していることから、「接触者PCR検査センター」「一般無料検査」「沖縄県陽性者登録センター」等は5月7日で終了します。

また、抗原定性検査キットを無料配布する「RADECO(ラデコ)」については、4月末の受付をもちまして終了します。

次に、療養関係の対応についてです。位置づけ変更後、法律に基づく外出自粛は求められなくなります。そのため、ホテルでの宿泊療養、また、配食やパルスオキシメーター貸与などの在宅療養者に対する生活支援は、5月7日をもちまして終了いたしますが、医療ひっ迫を防ぐため、高齢者の療養に係る方策を検討してまいります。

医療提供体制につきまして、これまで行政が行ってきた入院調整は、各々の医療機関により、調整する仕組みに移行します。

専門家会議では、入院調整について、「平時と近い現在の感染状況であれば、医療機関、福祉施設のそれぞれで入院や受診の調整が可能である」旨の意見がありました。

沖縄県としては、感染状況や専門家の意見等を踏まえ、現在、コロナ本部が行っている入院調整、入院待機ステーション運営及び搬送業務については5月7日で終了することになりますが、感染拡大による医療ひっ迫等に備え、特に入院調整が円滑に行われるよう、必要な取り組みを検討してまいります。

次に、施設支援に関する取組です。高齢者施設等には重症化リスクの高い高齢者等が多く生活していることから、施設従事者への定期検査や施設内で陽性者が発生した場合に行う行政検査は継続します。

また、感染症専門家等の人材派遣や施設内療養体制への支援等の取り組みにつきましては、支援の方法を見直しつつ、継続いたします。

ワクチン接種については、引き続き、実施主体の市町村と連携し、ワクチン接種を促進するとともに、ワクチンに関する相談等に対応してまいります。

また、引き続き、自己負担なくワクチン接種が可能となりますので、オミクロン株対応ワクチン等を未接種の方は、お住いの市町村の個別医療機関にて、早期の接種をご検討ください。

次に、その他事項についてお伝えします。

位置づけ変更後、国の基本的対処方針が廃止されることから、飲食店の第三者認証制度、イベントの開催制限等につきましても、5月7日をもって終了します。なお、沖縄県が毎日、コロナ関係の情報を発信しています「RICCA(リッカ)」については、当面継続しますので、情報収集にご活用ください。

コロナ対策本部につきましては、国の本部が廃止された場合、沖縄県対策本部も廃止されることとなります。また、対処方針も5月7日に廃止します。

なお、国は、オミクロン株と病原性が異なる変異株が出現した場合、ただちに対応を見直すとしております。県におきましても、今後の感染状況や新たな変異株の動向を注視しつつ、必要な体制構築について検討してまいります。

さて、マスク着用については、今月13日から見直しが行われ、マスク着用は個人の判断に委ねることを基本としております。

一方、マスク着用が効果的な場面、例えば、医療機関や高齢者施設などへの訪問時、通勤ラッシュ時などの混雑したバス、モノレールに乗車する際、また、施設の利用やイベント参加時に事業者から求められた際には、マスクの着用を推奨します。

なお、マスクの着用が困難な方に配慮するとともに、マスクの着脱を強いることがないように、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

新型コロナの位置づけ変更により、感染対策を緩めてよいわけではありません。季節性インフルエンザ等への対応と同様、個人の選択を尊重

することを基本とした、自主的な取組がこれまで以上に重要となります。  
また、企業や団体は、法律に基づく安全配慮義務を負っており、管理者は、従業員の感染対策に最善を尽くすことが求められていることを、あらためて認識する必要があります。

沖縄県としては、5月8日以降も、県民の生命と健康を守りながら、平時の社会を取り戻すことができるよう、医療従事者をはじめとする関係者の皆さまと連携し、必要な取組みを継続するなど、感染対策に引き続き取り組んでまいりますので、県民の皆さまにおかれては、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。